

議事日程(第5号)

平成27年9月25日 午前9時01分開議

- 日程第1 議案第51号 平成27年度うきは市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第2 議案第62号 うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第63号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第67号 平成26年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第68号 平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第69号 平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第70号 平成26年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第71号 平成26年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第72号 平成26年度うきは市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第73号 平成26年度うきは市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第74号 平成26年度うきは市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第75号 平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第14 追加議案上程 意見第2号 1件
- 日程第15 意見第2号 教育予算の確保と充実を求める意見書(案)の提出について

日程第16 諸報告

日程第17 閉会中の審査・調査の申出について

(総務産業常任委員会)

(1) 陳情第1号 吉井地区自治協議会コミュニティセンター建設に関する陳情

(2) 下水道料金設定についての調査

(3) 住環境等に関する調査

(4) 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

(1) データヘルス計画についての調査

(2) 介護高齢者ポイント制度のついで調査

(3) 所管事務調査

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第51号 平成27年度うきは市一般会計補正予算(第2号)

日程第2 議案第62号 うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第63号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第67号 平成26年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第68号 平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第69号 平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第70号 平成26年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第71号 平成26年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第72号 平成26年度うきは市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第73号 平成26年度うきは市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第74号 平成26年度うきは市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第75号 平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第14 追加議案上程 意見第2号 1件

日程第15 意見第2号 教育予算の確保と充実を求める意見書(案)の提出について

日程第16 諸報告

日程第17 閉会中の審査・調査の申出について

(総務産業常任委員会)

(1) 陳情第1号 吉井地区自治協議会コミュニティセンター建設に関する陳情

(2) 下水道料金設定についての調査

(3) 住環境等に関する調査

(4) 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

(1) データヘルス計画についての調査

(2) 介護高齢者ポイント制度のについての調査

(3) 所管事務調査

出席議員 (15名)

1番 岩淵 和明君

2番 鎗水 英一君

3番 熊懐 和明君

4番 中野 義信君

5番 佐藤 湛陽君

6番 上野 恭子君

7番 江藤 芳光君

8番 藤田 光彦君

9番 伊藤 善康君

10番 諫山 茂樹君

11番 櫛川 正男君

12番 大越 秀男君

13番 三園三次郎君

14番 高山 敏枝君

15番 岩佐 達郎君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君 記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	田辺 敏文君
市民協働推進課長	楠原 康成君	企画財政課長	金子 好治君
税務課長	宇野 弘君	徴収対策室長	段野 弘美君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
保健課長	増岡 寿君	福祉事務所長	秦 克之君
住環境建設課長	高瀬 智君	農林振興課長	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長			野鶴 修君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	内藤 一成君
浮羽市民課長	清原 隆之君	自動車学校長	今村 一朗君
総務法制課長	大石 恵二君	財政係長	高瀬 将嗣君

午前9時01分開議

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第51号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、議案第51号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております総務産業常任委員会に付託されました議案第51号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第2号）について、委員会における審査の経過及び結果を御報告を申し上げたいと思います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6億1,210万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ152億4,192万9,000円とするものであります。歳入の主なものは地方交付税3億5,386万5,000円、国庫補助金8,356万3,000円、県補助金1,255万5,000円、寄附金1億円、繰越金4億4,666万8,000円を増額し、基金繰入金3億8,000万円、市債1,200万1,000円を減額するものであります。

当委員会所管に係る歳出補正は、総務費で財政調整基金に2億8,000万円を積み立て、電子計算処理費、社会保障・税番号制度対応システム改修委託料1,106万8,000円、新エネルギー対策費、藤波ダム小水力発電施設整備工事費2,200万円及び新たに地方創生推進費6,300万円を計上して増額するほか、農業費では、県費補助による畜産振興総合対策事業費補助金2,500万円、商工費のうち観光費として、道の駅の駐車場拡張等に要する用地購入費8,162万8,000円などが主なものであります。

審査に当たりましては、高木市長公室長を初め所管課長及び担当係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び計数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり精査を行い、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決するものとなりました。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） お尋ねしたいと思います。

税番号制度の関係で、マイナンバー制度の関係で、システム改修費が1,106万円ほど補正で上がっていたと思うんですけど、その辺についての審議があったら少しお聞かせいただきたいと思ひまして、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） お答えをいたします。

この件についても慎重に、岩淵議員からの質疑等もございましたので慎重に審議をいたしました。これは国全体の施策として、これを是としながら、問題は、あとはセキュリティーの問題、そして、かかる費用の問題等々について総務課長との意見のやりとりを十分いたしました。今後は国のほうがどれだけ費用的な対応をしてくれるのかと、あと、セキュリティーのサイバー攻撃等々、これにどう対応し得るのか。もう、新聞報道でも九州の中小市町村については非常に懸念が持たれておりますので、その点を中心に論議をいたしたところであります。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） ただいま議題となりました議案第51号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第2号）については、その一部を厚生文教常任委員会に付託されてきましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における主な項目の審査の経過とその結果について報告をいたします。

まず、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費281万5,000円については、国によるいわゆるマイナンバー制度が平成28年1月よりスタートしますが、それに伴う事務を補うための臨時職員雇用の人件費と一般備品のカードプリンターの購入費が主なもので、人件費については国よりの補填があるとのこととあります。また備品については、市の持ち出しになるということとあります。

次に、3款1項3目の老人福祉費903万3,000円のうち849万6,000円については、平成24年度に県の地域支え合い事業として、平成25年度からは国の安心生活創造推進事業として、うきは市が実施している事業の委託料で、平成27年度当初予算977万8,000円に追加補正するもので、予算の総額は1,827万4,000円となります。事業内容は、テレビ電話による高齢者の見守り事業と、障害者や高齢者が集うサロン事業の2つに分かれています。今回増額補正した要因は、コールセンターの指導員3名分の人件費540万円及び共済費90万円を計上したことと、また、障害者によるテレビ電話のオペレーター3名分の人件費が、県の最低賃金額の引き上げに伴う増額分64万3,000円、事業拡大に伴う送迎用車両1台分のリース料及び会議室——これは現在行っておりますつづら山荘の分ですが、使用料58万1,000円、インターネットを通じて行う事業啓発関係の経費70万円などが主なものであると、所管課である福祉事務所長と福祉係長から説明を受けました。

当初、国との約束では、平成25年度から平成27年度までは上限2,000万円、平成28年度から平成29年度までは上限1,200万円で、毎年度補助率10分の10で国が負担すると決まっていたようであります。消費税増額の先送りに伴い、国の方針が変更され、安心生活創造推進事業のメニューがなくなり、平成27年度7月から新たにスタートした生活困窮者自立支援事業の任意事業である共助の基盤づくり事業へ移行することとなりました。そのことに伴い、補助上限額と補助率が変更され、平成27年度では上限額が1,000万円、補助率2分の

1の500万円になり、平成28年度から平成31年度までは、上限額が400万円、補助率2分の1の200万円にそれぞれ減額されます。本来支えられる立場になる障害者が、逆に、ひとり暮らしの高齢者を見守り支える立場になり、また生きがいくくりにもつながることは、誰もがすばらしい事業であると思えるものであります。

しかし、もう一つのサロン事業について、住民の一部の方から不透明との指摘もあり、所管委員会として検証を行いました。

サロンに参加している障害のない高齢者には、一切金銭の支払いはありませんが、障害者については、茶道を楽しんだりみんなで歌ったり、また野菜づくりなどの作業に参加することで、オペレーターとして必要な教養を身につけたり発声練習にもなると考えて、1時間300円で1日3時間を限度として900円の賃金を支払っている状況があると報告を受けました。同じようにサロンに通われ過ごされている高齢者の中で、障害がある、なしで処遇が異なっていることが、要らぬ誤解を招いていると思います。市の事業として行う上で、公平性に問題があるのではないかと委員からは指摘もありました。

問題点は、他の地域で自主的に行っているサロン事業との格差、昨年度3月末までで老朽化を理由に廃止した施設を——いろいろな理由があるにせよ、いまだに使用し続けている事実、そのことにより、それまで利用されていた方々の不満など、この事業についてはさまざまな意見が出され、余りにも事業の中身がわかりにくく、身守り事業とサロン事業を明確に区別することが必要だと結論を得ました。

当委員会では、テレビ電話による身守り事業については全員が理解できる意見でありましたが、サロン事業とオペレーター訓練には明確な区別がなく、誤解など生んでいることもあり、それを踏まえると、賃金を支払う明確な基準をつくるなど、事業の透明性を図ることや、平成28年度以降については、さきに述べたとおり、国の事業見直しで補助額が減額されることから、現状のまま事業を継続すれば市の負担が大きくなることは明らかであります。これ以上の事業拡張をしないことはもちろん、むしろサロン事業については縮小の方向で検討することや、自主財源を確保する観点から、受益者負担についても早急に検討をすることなどを執行部に委員会の意見として伝えることとしていました。その後、市長より議長宛てに生活安全創造事業推進について、改めて事業内容を検証し、改善すべき点があれば見直しをすとの意向が伝えられ、それを踏まえて再度委員会を開き、前日の決算特別委員会で、10月1日からはオペレーター業務にかかわった者にしか賃金を支払わないと明確に発言があったことなども取り上げられ、委員会の方針と執行部の考えも一致することを確認いたしました。

次に、3款2項9目の放課後児童対策費405万6,000円については、27年度の学童保育の人数が確定したため運営費委託料を補正するもので、その3分の2に当たる270万

4,000円については、国と県より交付されるとのことでもあります。

なお、そのほか重度障害者医療対策費、乳幼児医療対策費、ひとり親家庭医療対策費、保健衛生総務費、学校管理費、教育振興費、芸術文化振興費などについては、委員会としても了承し、この補正予算については賛成多数で可決いたしました。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 高齢者の見守り事業の件でお聞きしたいんですけども、今の報告の中で選択事業——サロン事業ですね。基本事業のテレビ電話はそのまま継続すると。それで、選択事業のサロン事業は縮小するという報告があったんですが、一緒のところまでどおりやるのかどうかをお聞きしたいと思います。もし別なところでやるなら、その場所の設定はできてるのか、この2つをお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） まず、このサロン事業の方向性については明確な回答は得ておりませんが、委員会としては、さっき報告の中でも申しあげましたように、これを続けることで市の負担が非常に今後増していくと、同じ規模でやっていけばですね。ですから、そういった面を考えると、むしろ縮小の方向でやってほしいという意見をつけております。

それから場所については、当初、我々も場所を全く別にしてやってほしいということを申し入れしました。しかし、現実問題としてそういった場所がまだないと、どうしても。場所を変えるということは当面困難であるというふうな市の考えでありました。それで、せめてオペレーターの育成事業、訓練事業ですね。これと、それ以外でサロン事業として集われる方、これを何らかの方法を用いて明確に区別をしてくださいという申し入れをいたしました。そういった流れの中で、市長からは見直すべきところがあれば見直したいという回答を得たところでありますので、そのことを我々としては、事業については縮小の方向、あるいは、サロン事業とオペレーター育成事業については今後わかりやすいように区別をするというふうな回答を得たというふうに理解し、この補正予算案については了承いたしております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） あくまでもこの事業は市と委託業者との問題だと思うんですけど、だから、責任を持って委託業者が執行するということがもちろん大事なことですけど、市当局としては、途中でその状況がきちっと運営されて、委託どおりやってるかどうかを、モニタリングをきちっとすべきじゃないかなと思いますから、それを市のほうにもまた再度お願いしていただ

きたいと——委員会としてですね、を思います。それは要望です。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） お答えします。

このサロン事業の中でのオペレーター育成、またはサロン事業に参加している方を、一応平等にオペレーターの訓練に来てもらっているというふうな位置づけで今まで見ていたと思うんですね。しかし、そのことがいろんな今まで経緯として誤解を招いていたと思います。

それで、先日の決算特別委員会でも前年度の事業の検証がありましたけれども、このサロン事業については、今後、本当の意味でのオペレーター訓練事業と、それから——オペレーター訓練事業については対価を支払うけれども、サロン事業については10月1日より工賃というか日当は一切払わないという回答が明確に出ていますので、そういったことになってくると、事業者としても当然委託料の減額ということに結びついていくと思います。また、事実900円というか、1時間300円の3時間まで、これがもらえないと、言葉は悪いんですけども、それがなくなるということは、サロン事業に対する参加者自体が減ってくるのではないかなというふうに私たちも思っておるところであります。

そういったことで、事業縮小ということで結果的に予算が余る、余るという言葉は適切じゃないかもしれませんが、そういったことで、このサロン事業については当然検証もする必要があると思いますけれども、確実に縮小の方向に向かうのではないかなというふうに予測しております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） いや、私は内容をいろいろ言っているんじゃないで、市の当局に委託業者ときっちりこの業務が進むように要望をしてくださいということで、要望をしたことに対してのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） そのことに対しての答えは得ておりませんが、その方向ではっきり要望しております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今、委員長のほうからしかるべき審査の結果が報告されました。

それで私がお聞きしたいのは、今回、この問題に発展したのは、今議会の本会議で補正予算の審議のときに、議員のかかわりなり、今、委員長からありましたようにお金を、同じ立場——どう見てもですね、いただける人といただけない人とか、いろんな問題が提起されて、外部から

多くの人からの提起がありました。そのことを踏まえるんですけども、お尋ねしたいのは、今後将来のことについても国の政策が委員長のほうから今、審議した報告と事業の政策の内容等もまさにそのとおりでございます。

それで、ちょっと気になるのは、市長がおっしゃるとおりに非常に現にやっけていく事業であるということは当然のことです。厚労省からも大変評価をいただいているということの答弁も市長からありました。ただ、今、現実的に決算の中でも31人のテレビ電話の設置ですね。その事業に対して、主たるところは見守り事業がこれだけの費用を充当しなければならないという現実があります。サロン事業というものの資金については、結果としてわかってきたんですけども、ほんのわずかな金額であるということのようです。これはやはり高齢者なり障害者の方々をしっかりと支援するというのも当然のことですが、やはりこれを動かすのにこれだけの費用がかかると。加えて、2025年問題を目前にしますと、どれだけの費用が今後かかるとか等々を考えていくと、事業そのものの抜本的な検証をしていかないと市の独自の負担も相当ふえていくだろうというふうに思いますので、ぜひ今、答えをいただけないかもしれませんが、この事業を発端に今後のあり方について御検証をいただきたいと思います。要望です。

○議長（岩佐 達郎君） 要望です。委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 要望ということですが、この事業に市がどこまでかかわっていくのか。それから今、言われたように、将来的にますますふえていくであろう高齢者の問題に取り組む、市としてどこまで取り組むのかというのが課題であると思います。今の質問についてはですね。当然それには予算が伴うことですから、これから先はちょっと私ではお答えがしにくいんですけども、委員会としてもこのことはしっかり今後、我々の恒常的な課題として見守っていくべきかなということを思います。ここまでしか私は答えられません。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。反対討論を許します。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 済みません、時間割いて申しわけないです。

今回の平成27年度の補正予算（第2号）について、反対の立場から討論させていただきます。本予算は、先ほど委員会等の報告の中で、地方交付税の確定と地方創生上乗せを初めとしたいろんな施策をする。そして、道の駅の第2期工事だとかそういったことも含めて、非常に重要な施策を行うということについては十分に理解をした上で申し上げます。しかしながら今回、本予

算には、マイナンバー制度に係る1,106万円の追加システム改修費やカードプリンター購入費等、上位法の改正ではあるんですけども予算計上されているということでもあります。

私のほうで一般質問でも取り上げたように、マイナンバー制度は赤ちゃんから高齢者まで、うきは市市民全員に関係することで、個人情報のリスクが格段に高まり拡大すると。サイバー攻撃、情報流出が危惧されること、それから、今回のマイナンバー制度の適用範囲が国、自治体、民間とさらに拡大するというので、特に個人番号カードで情報を丸ごと行政が把握すること、そのためのコスト自体も増大していく懸念が大きいというふうに認識しております。市民にとっては極めて影響が大きく、市民生活に大きな影響を与える事案であるというふうに思っております。

公立性、透明性、利便性が高く、公平公正とうたっておりますけれども、先般の私自身の一般質問の中でも申しあげましたけれども、市長答弁は、行政の費用対効果は定着段階だと言われ、行政の公立性は後づけにされ、住民の徴収強化と高リスクだけが先行することになります。広報で案内している内容や市内の関係企業への説明、それから、執行部の住民対応に不十分さがあると考え、相談窓口などの設置を求めておりましたが、お答えいただけませんでした。

地方自治体の責務は、上位法への対応であっても、地方自治法には地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとされております。また国には施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないとしております。マイナンバー制度の実施に当たり、広報の不十分な点や疑問点、執行上危惧されることに積極的に対応することが必要だと認識します。小さな要望ではありますが、うきは市の全住民に係ることの重要性を考えて早急な対応が実現できない現状では、執行額の大小にかかわらず、執行の意味と責任において不十分と判断し、本補正予算案に反対いたします。議員の皆さん方には御理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。14番、高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 賛成討論いたします。

今の反対討論の趣旨、非常によくわかります。確かに市民に対するPR不足とか、いろんなセキュリティ関係がはっきりしていない、そういうこともわかりますが、これは一市町村で対応がなかなか難しいものであり、国全体として今後しっかり考えていただかなければならないと思います。そういう意味からも受け入れるべきは受け入れて、そして、きちんと対応をしていく。相談窓口についても、どういう相談があるのかがまだわからない中で相談員も置くことができません。そういったことで、これからしっかりこの制度を受け入れた後で、国とともに市のやり方を頑張っていたきたいという思いでおりますので、この補正予算については賛成といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、反対討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立多数です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第62号

日程第3. 議案第63号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、議案第62号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第3、議案第63号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員会に付託していましたので、審査の経過及び結果について一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております議案第62号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第63号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括して御報告を申し上げたいと思います。

まず、附属機関に関する条例でございますが、この条例につきましては、附属機関として、空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施についての調査審議のため、うきは市空き家等対策協議会を設置するとともに、協議会の設置目的を達成したとして、うきは市森林セラピー推進協議会を廃止するものでございます。新設されます空き家等対策協議会は、住環境建設課を所管として、家屋倒壊危険等の未然防止を図るほか、うきは市の景観保全に資するものであり、委員には識見を有する専門の土地家屋調査士や弁護士などで構成されるとしております。

報告では、既に江南地区に倒壊危険が差し迫った対象物が現存しており、法施行後において住民から14軒の空き家の通報があったという実情等に鑑みまして、特別措置法は措置命令等の行政処分、ひいては代執行等の強制執行が余儀なくされる事態も予測されることから、これらの対応については、行政法等に基づく専門的な知識と経験を要する必要上、空き家解体の補助金導入を含めた政策の立案など、職員の研修等を急ぎ、早急に措置すべき状況にございます。また、空き家対策では、これら危険防止とともにうきは市総合戦略に掲げる都市との交流など、人口減少対策として空き家を生かした移住推進政策を推進しており、ブランド推進課など、関係所管との

連携強化を図るよう求め、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決したところ
であります。

次に、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例でございますが、
この条例につきましては、議案第62号との関連で、うきは市空き家等対策協議会の委員の報酬
を定め、うきは市森林セラピー推進協議会の委員の報酬を廃止するものであり、採決の結果、全
会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたことを御報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を言って質疑をお願
いします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第62号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のと
おり可決することに決しました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告のと
おり可決することに決しました。

日程第4. 議案第67号

日程第5. 議案第68号

日程第 6. 議案第 69 号

日程第 7. 議案第 70 号

日程第 8. 議案第 71 号

日程第 9. 議案第 72 号

日程第 10. 議案第 73 号

日程第 11. 議案第 74 号

日程第 12. 議案第 75 号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第 4、議案第 67 号平成 26 年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 12 議案第 75 号平成 26 年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは決算特別委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について一括して決算特別委員長の報告を求めます。14 番、高山決算特別委員長。

○決算特別委員長（高山 敏枝君） ただいま議題となりました議案第 67 号平成 26 年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 75 号平成 26 年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 9 件の審査と経過の報告をいたします。

特別委員会では、9 月 11 日から 17 日までの 5 日間にわたり審査を行いました。その結果、議案第 67 号平成 26 年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 75 号平成 26 年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 9 件は、全会一致により原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。質疑は全議員による決算特別委員会で審査しましたので省略します。

委員長、自席へお戻りください。

これより、議案第 67 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 68 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第13. 請願第1号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第13、請願第1号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。本案は厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） ただいま議題となりました請願第1号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されていまして、審査と結果について報告をいたします。

先日、承認されました、うきは市ルネッサンス戦略にも盛り込まれているとおり、少人数学級推進のためには、教職員給与の国による補填率を上げることは絶対的条件になることや、少人数教育で児童・生徒の落ちついた授業環境を整えることは学力アップにもつながることが期待されるなど、その願意については妥当であるとのことで、採決の結果、賛成多数で採択するというように決しました。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第14. 追加議案の上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第14、追加議案の上程を行います。意見第2号1件を上程します。

日程第15. 意見第2号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第15、意見第2号教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。事務局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、お手元に配布されております意見書、意見第2号をお願いいたします。

教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。平成27年9月25日、うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員高山敏枝、賛成者、うきは市議会議員大越秀男、同諫山茂樹、同上野恭子、同佐藤湛陽、同岩淵和明。

提出先は、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。14番、高山敏枝議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） ただいま議案となっております意見第2号の提案理由を述べさせていただきます。

日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童数が多くなっております。30年ぶりに25人制度がスタートいたしましたけれども、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたままです。その結果、自治体財政が圧迫され、非正規職員もふえております。子供たちが全国どこにいても一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請です。子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

こうした観点から、2016年度政府予算編成において、計画的な教職員定数改善を推進すること、並びに教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することなどを要望するために、この意見書を提出するものです。地方自治法第99条の規定に基づき提出したいと思っておりますので、議員各位の御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この趣旨については賛同いたしまして、意見書の文章、最初のやつでぱっと見てチェックをしておりました。大分修正されておりますけど、一部これを国に出すのはどうかなという点もありますが、どうしますか。このままでいいのか、一部修正したほうが

よろしいと思うんですが、いかがでございましょう。

○議長（岩佐 達郎君） 14番、高山敏枝議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 御指摘いただければ、どこか。（「いいですか。この中で具体的に」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。いいです。

○議員（7番 江藤 芳光君） これは最後の段落ですね。句読点の打ち方も、幾つかちょっと変えたほうがいいと思うんですけど、文体では、「受けられる必要があります。そのために、少人数学級を推進し」、「そのためには少人数学級を推進し」のほうがするっと流れるし、この「、」が要らないと思います。

それから下から3行目、末尾に「水準の維持向上のために、」になっていますが、「ためには」で続けてということに、今、気づいたところは以上です。いかがでございましょう。このままで結構なら、何らこだわりはありません。

○議長（岩佐 達郎君） 14番、高山敏枝議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） おっしゃる意味はよくわかりました。ただし、申しわけありませんが、その点については変化がありませんので、このままでいかせていただきたいと思います。今後、また文については、提出する際にしっかりそのあたりも検討していきたいと思いますが、今回はこれでいかせていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

高山議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第2号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、意見第2号については可決すること

に決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付します。

日程第16. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第16、諸報告を行います。

議員のみ配付しています、市外からの陳情はお手元に配付のとおりとなっています。ごらんいただきますようお願いいたします。

日程第17. 閉会中の審査・調査の申出について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第17、閉会中の審査・調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会から、お手元に配付のとおり、それぞれの閉会中の審査・調査の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の審査・調査とすることに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

ここで、市長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 岩佐議長の許可をいただきましたので、第3回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

9月3日から開会いたしました本定例会におきまして、追加議案を含め、議員各位には本会議並びに各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。おかげをもちまして、補正予算を含め、いずれの議案も原案どおり、それぞれ可決を賜り、さらに決算についても御認定をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

審議いただきました課程での御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して務めたいと存じております。

朝夕は大分涼しくなってきました。これから実り、スポーツ、食欲の秋となり、観光シーズンを迎え、各地でいろいろな催しがあるようでございます。うきは市におきましても、うきは市民運動会など多くの行事を計画しております。議員各位におかれましては御多忙のこととは存じますが、御参加いただきますとともに、健康に十分留意されまして、うきは市発展のため、今後とも、なお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。そして、ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） ここで報告します。12月定例会の開会日は12月3日木曜日開会予定

としていますので、報告しておきます。

これもちまして、平成27年第3回うきは市議会を閉会します。お疲れさまでした。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前9時57分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 岩 佐 達 郎

署名議員 三 園 三 次 郎

署名議員 高 山 敏 枝